

令和2年度事業報告について

【本協会の目的】

定款第3条 本協会は、検疫感染症に関する情報提供及び海外渡航者等に対して、予防接種・相談業務を実施し、又、港湾衛生事業の円滑な運営業務を行う事によって、公衆衛生の向上に寄与する事を目的とする。

【本協会の事業】

定款第4条 本協会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 海外渡航者等に対する予防接種及びその相談業務を行う為に診療所を設置し、その運営に関する事業
 - (2) 検疫衛生思想の普及啓発に関する事業
 - (3) 國際保健活動への協力
 - (4) その他本協会の目的を達成する為に必要な事業
2. 前項の事業は、日本全国に於いて行うものとする。

第18回通常理事会及び第9回定期評議員会で決定された事業計画に基づき、事業の実施に務めた。

1 事業計画1. 海外渡航者等に対する予防接種及びその相談事業

1) 実績について

令和2年初めから今日まで継続しているコロナウイルス感染症による海外渡航者への影響は甚大なものであった。令和2年度は、予防接種・関連する検査及び相談業務は前年の三分の一を下回った。黄熱 584 件(前年度比▲4,302)、A型肝炎 1,012 件(同▲2,206)、B型肝炎(10歳以上) 837 件(▲1,070)、破傷風 491 件(▲1,412)、日本脳炎 409 件(▲745)、狂犬病 1,133 件(▲1,405)、季節性インフルエンザだけは、国が令和2年の流行とコロナウイルス感染が同時に流行しない様、予防接種を強く推奨した為 416 件(51)、その他が 528 件(▲862) の計 5,410 件(▲11,951 件)で、前年度の 70% 減、収益も 60,645,972 円(前年度比▲131,347,362 円)と前年度の 70% 減であった。この比率は、多くの旅行事業(旅行会社、成田国際空港等)の前年度比減額率とほぼ一致するものである。

6月には、国の各省からコロナ感染症の水際対策の為、渡航者の渡航前 PCR 検査の実施が要請されたが、渡航そのものが非常に制限された事もあり、収益増額に貢献する程の伸びはなかった。

2) 緊急事態宣言中の活動について

4月7日に東京を含む7都道府県に緊急事態宣言が発出されてから、東京診療所は5月17日まで完全に休診とし、事務局が事務業務、診療所の換気、保冷庫の温度確認、電話応対、マスク40箱を入手出来たので、福利厚生として、希望する職員の自宅に自費で郵送する等の作業を行った。

診療再開後は、従来の診療形態を改め、全ての接種・検査・相談を予約制とした。

3) 補助金対策について

12月中旬迄は、接種希望者数が少なくても毎日診療する事を続けてきたが、コロナウイルスに係る雇用調整金給付の継続等を鑑み、下旬からは希望者を出来るだけ同日に纏め、他の日は休診とし、雇用調整金支給の対象日とした。

その他、国・都の家賃給付金、国からの持続化給付金にも申請し、雇用調整金と併せて計約960万円が給付された。本収益については、正味財産増減計算書の④雑収益の内、雑収入として計上している。

2 事業計画2. 検疫衛生の普及啓発に関する事業

問い合わせそのものが非常に少なかった為、例年通りの普及啓発とはいかなかつたが、コロナウイルス感染症については、国内外のオンライン会議に参加、葛飾区医師会の感染免疫懇話会に出席、感染症を含む医療従事者が参加するidatenに登録し、現状把握の為に情報収集に努めた。

別のアプローチとして、平良常務理事が日本渡航医学会会員となった。

広報事業としては、この度初めて、会員となっている東京商工会議所の令和3年3月の機関紙に協会の活動とコロナウイルス感染症について、倉田医師にインタビューを受けて頂いた。

3 事業計画3. 国際保健活動への協力

殊令和2年度は、事業計画1として報告したコロナウイルスPCR検査が該当する。

4 事業計画4. その他当協会の目的を達成する為に必要な事業

特に報告すべき活動はない。